

営業所別停水の予告及び実施について（平成25年度）

（単位：件）

営業所 \ 項目	停 水 予 告	停 水 実 施
東 山	712	101
山 科	3,888	808
北	1,994	403
丸太町	1,446	173
右 京	3,542	369
西 京	2,196	208
左 京	2,515	296
九 条	3,046	415
伏 見	3,891	561

2014年9月上下水道局資料

大都市における水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度について

(1) 水道料金

(平成26年7月1日現在)

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免制度なし	—
札幌市	減免制度なし	—
仙台市	1 生活保護世帯 2 市民税非課税世帯	基本料金
さいたま市	1 生活保護世帯 2 児童扶養手当受給世帯 3 市民税非課税世帯	口径13mmの基本料金
東京都	1 生活保護世帯 2 児童扶養手当受給世帯 3 特別児童扶養手当受給世帯 4 社会福祉施設	1月につき10 ^m までの料金 料金の10%
川崎市	1 障害者世帯 2 要介護高齢者世帯	基本料金
横浜市	1 生活保護ひとり親世帯 2 障害者世帯 3 要介護（4及び5）世帯 4 ひとり親家庭等医療費助成世帯 5 特別児童扶養手当受給世帯	基本料金
新潟市	減免制度なし	—
静岡市	減免制度なし	—
浜松市	減免制度なし	—
名古屋市	1 生活保護世帯 2 高齢者世帯 3 障害者世帯 4 児童扶養手当受給世帯 5 障害児世帯	専用 705円（各減免世帯における料金基礎額が705円に満たない場合は、当該料金基礎額） 共用 670円（各減免世帯における料金基礎額が670円に満たない場合は、当該料金基礎額）
大阪市	減免制度なし	—
堺市	減免制度なし	—
神戸市	1 社会福祉施設	従量料金の20%（一部10%）
岡山市	減免制度なし	—
広島市	1 生活保護世帯 2 障害者世帯 3 寝たきり老人等世帯 4 ひとり親世帯 5 社会福祉施設	1月につき10 ^m までの料金
北九州市	減免制度なし	—
福岡市	減免制度なし	—
熊本市	1 福祉的配慮が必要な場合	通常の料金の数倍の料金であり、かつ、料金の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に、前年同期水量もしくは平均水量等のうち、最も妥当と認めるもの。

注 東京都及び政令指定都市（県が主に運営する千葉市、相模原市を除く）計19都市

2014年9月上下水道局資料

(2) 下水道使用料

(平成26年7月1日現在)

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免制度なし	—
札幌市	減免制度なし	—
仙台市	1 生活保護世帯 2 市民税非課税世帯	全額 基本使用料
さいたま市	1 生活保護世帯 2 児童扶養手当受給世帯 3 市民税非課税世帯	全額 1月につき10m ³ までの使用料
千葉市	1 生活保護世帯 2 障害者世帯 3 要介護(4及び5)世帯(65才以上)	全額 1月につき10m ³ までの使用料
東京都	1 生活保護世帯 2 児童扶養手当受給世帯 3 特別児童扶養手当受給世帯 4 高齢者世帯 5 社会福祉施設	基本使用料 使用料の20%
川崎市	1 障害者世帯 2 要介護(4及び5)世帯(65才以上) 3 社会福祉施設 4 医療施設	1月につき10m ³ までの使用料 使用料の10%
横浜市	1 生活保護ひとり親世帯 2 障害者世帯 3 要介護(4及び5)世帯 4 ひとり親家庭等医療費助成世帯 5 特別児童扶養手当受給世帯	基本使用料
相模原市	1 生活保護世帯 2 障害者世帯 3 要介護(4及び5)世帯	全額 基本使用料
新潟市	1 生活保護世帯	全額(平成22年7月1日廃止, ※合流区域の未接続生保世帯のみ減免継続)
静岡市	1 生活保護世帯	基本使用料
浜松市	1 生活保護世帯	基本使用料
名古屋市	1 生活保護世帯 2 高齢者世帯 3 障害者世帯 4 児童扶養手当受給世帯 5 障害児世帯	専用 基本使用料 共用 1月につき10m ³ までの使用料
大阪市	減免制度なし	—
堺市	減免制度なし	—
神戸市	1 社会福祉施設	全額
岡山市	減免制度なし	—
広島市	1 生活保護世帯 2 障害者世帯 3 寝たきり老人等世帯 4 ひとり親世帯 5 社会福祉施設	1月につき10m ³ までの使用料
北九州市	1 生活保護世帯	基本使用料
福岡市	1 生活保護世帯	全額
熊本市	1 福祉的配慮が必要な場合	通常の使用料の数倍の使用料であり, かつ, 使用料の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に, 前年同期水量もしくは平均水量等のうち, 最も妥当と認めるもの。

注 東京都及び政令指定都市計21都市

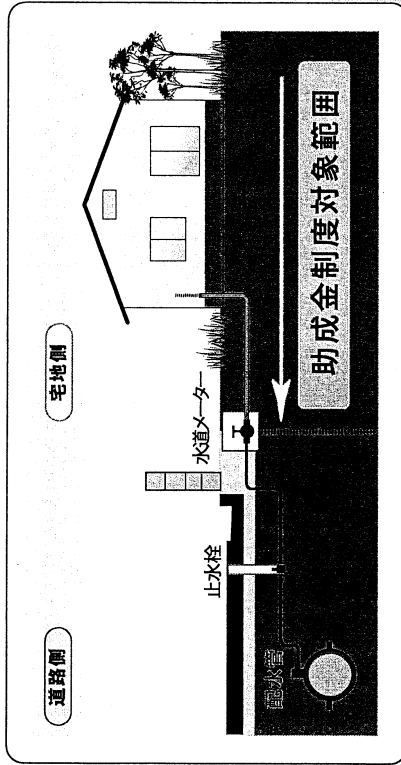


京都市上下水道局
〒600-8501 京都市中京区
東塩小路1-1-1

鉛製給水管 取替工事助成金制度

鉛製給水管取替工事助成金制度って何？

宅地内の水道メーターから蛇口等までの間に存在する鉛管を鉛以外の材質に取り替える工事（漏水修繕時に鉛管を取り替える工事を含む）を実施するとき、申請により工事代金の一部を補助する制度です。

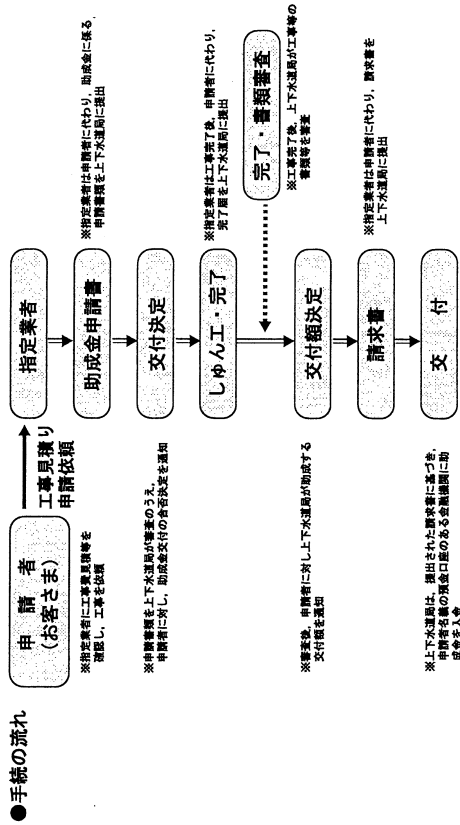


- 対象 京都市水道事業の給水区域内における給水装置の所有者
- 内容 所有者が、宅地内の水道メーターから蛇口等までの間に存在する鉛管を鉛以外の材質に取り替える工事をするとき。
- 助成額 対象となる工事費（消費税及び地方消費税込み）の2分の1です。
- ただし、上限5万円が限度額となります。
- 受付期間 各年度4月1日から翌年1月末まで
- ※ 助成金制度の利用をご希望の際は、担当の営業所（裏面参照）へご確認をお願いします。

京の水をあすへつなく 京都市上下水道局

鉛製給水管取替工事 助成金が交付されるまで

●手続 対象となる工事をするときは、京都市指定給水装置工事事業者（以下、指定業者という。）に工事費の見積等を確認していただき、工事依頼して下さい。
申請に関する手続等は指定業者が、上下水道局の担当営業所に代理申請します。



◎申請・工事等に関する詳細は、下記にお問い合わせ願います。

担当区域	名称	住所	電話
東山区	東山営業所	東山区東塩小路三丁目野町町地03	561-7117
山科区	山科営業所	山科区柳江西浦町1番地の11	592-3058
北区	北営業所	北区衣笠表御所/内町43番地	462-3251
中京区	丸太町営業所	上京区丸太町清浄野光院下る主野町120番地	841-9146
右京区(京北地域を除く)	右京営業所	右京区西院金陣町15番地の4	841-9184
西京区	西京営業所	西京区上桂森下町27番地の1	392-8791
左京区	左京営業所	左京区高野竹屋町4番地の1	722-7700
下京区、南区	九条営業所	南区西九条菅田町7番地の3	682-3910
伏見区(醍醐支所管内を除く)	伏見営業所	伏見区深草石橋町18番地の1	641-8301

- 上下水道局水道給水課 電話 6 2 2 - 7 7 3 9
- ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>
- (注) 水道水にかわる内容で、ご家庭を訪問する悪質な業者が横行しております。ご注意ください。

営業所別鉛製給水管取替状況について（平成25年度）

（単位：件）

営業所	道路部分における取替件数			道路部分における鉛管残存率（％）
	単独取替	漏水修繕等	計	
東山	447	138	585	12.1
山科	1,384	673	2,057	11.5
北	1,652	497	2,149	14.6
丸太町	1,128	467	1,595	11.9
右京	1,569	642	2,211	12.2
西京	1,008	398	1,406	11.8
左京	1,484	553	2,037	13.3
九条	1,922	680	2,602	16.5
伏見	2,174	682	2,856	15.5

2014年9月上下水道局資料

鉛製給水管取替工事助成金制度の利用実績（過去7年分）

年度	助成件数	助成金額（千円）
19	20	893
20	40	1,714
21	45	2,088
22	80	3,133
23	78	3,269
24	58	2,549
25	81	2,636

注 助成金制度は平成19年6月から実施

【雨水浸透ます及び雨水貯留施設の設置助成金制度(平成 26 年度)】

雨水浸透ます設置助成金制度

(1) 助成対象者

京都市公共下水道事業認可区域内の建築物に雨水浸透ますを設置される方
(展示目的により設置したものを除きます。)

(2) 助成金額

雨水浸透ます 1 基につき 25,000 円

※ 申請 1 件当たりの上限は 100,000 円

(3) 助成予定基数

40 基(先着順)

(4) 助成対象

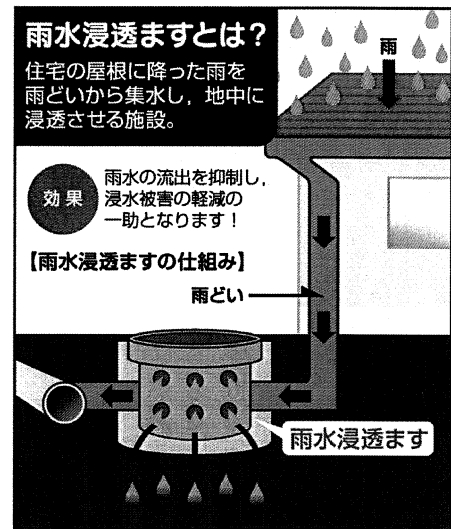
本市が定めた「京都市雨水浸透ます設置基準(注)」を満たし、京都市指定下水道工事業者が設置する雨水浸透ます(開発行為により設置された雨水浸透ますも助成の対象とします。)

(注)雨水浸透ますの構造や設置場所及び施工方法の留意事項を定めています。

(5) 申込方法

雨水浸透ますを設置する前に技術協議が行われていることが助成の条件となりますので、申請をされる方には、京都市指定下水道工事業者・住宅メーカー・工務店・設計事務所等に上下水道局と技術協議を行うよう依頼していただきます。

そのうえで、設置工事の完了後、申請書に必要書類を添付してお申し込みいただきます。



(上下水道局ホームページより)

雨水貯留施設設置助成金制度

(1) 助成対象者

京都市公共下水道事業認可区域内の住宅、事業所等（展示、販売目的のものを除く。）に、雨水貯留施設を設置される方

雨水貯留施設：敷地内に降った雨を貯めておくことのできるタンク

(2) 助成金額

雨水貯留施設の購入費用の2分の1（設置工事費、送料、その他手数料等は含まない。）

※ 限度額 25,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。千円未満切捨て）

(3) 助成予定件数

120 件（先着順）

(4) 対象となる雨水貯留施設

80 リットル以上の雨水貯留施設

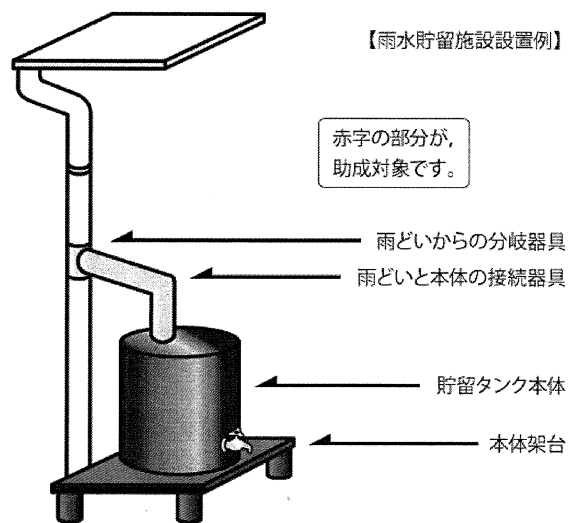
※ 1 建築物につき1基、1申請者につき1回を限度とします。

(5) 申込方法

雨水貯留施設を購入する前に、事前相談窓口にお越しいただき、相談していただいたうえで、お渡しする申請書に必要書類を添付してお申込みください。

雨水貯留施設とは？

住宅、事業所等の屋根に降った雨を雨どいから貯めるための施設です。



- 貯まった雨は花や木への散水や打ち水などに利用できます。
- 雨を貯めることで浸水被害の減少につながります。

【相談・窓口】お客さま窓口サービスコーナー

上下水道局本庁舎 1 階（南区東九条東山王町 12） TEL:672-7770
（上下水道局ホームページより）

雨水貯留施設及び雨水浸透ます設置助成金制度の利用実績（平成21年度～平成26年度）等について

(1) 雨水貯留施設設置助成金制度の利用実績

	事前相談 (件)	申 請 (件)	助成金額 (千円)
平成21年度	230	138	2,571
平成22年度	252	156	2,945
平成23年度	224	146	2,538
平成24年度	182	133	2,351
平成25年度	161	90	1,778
平成26年度	100	50	840

※平成26年8月末現在

(2) 雨水浸透ます設置助成金制度の利用実績

	技術協議 (件)	申 請 (件)	設 置 数 (基)	助成金額 (千円)
平成23年度	2	1	2	20
平成24年度	0	0	0	0
平成25年度	1	1	4	100
平成26年度	45	1	2	50

※平成26年8月末現在

(3) 利用促進に向けた取組状況

○ 昨年度までの取組

- ・雨水浸透ます1基の助成額を1万円から2万5千円へ増額するとともに、助成の限度額を3万5千円から10万円へ増額
- ・雨水浸透ます設置に係る技術協議の対象をこれまでの指定下水道工事業者に加え、住宅メーカー、工務店、設計事務所等にも拡大
- ・本市関係部署へのリーフレットの配架に加え、造園組合、住宅展示場等リーフレット配架箇所を拡大
- ・鳥羽水環境保全センター一般公開等での雨水浸透ますの模型展示及び説明

○ 今年度の取組

- ・開発行為によって設置された雨水浸透ますも助成対象となるよう要綱を改正
- ・京都市公認水道協会の協会誌「水の音」への助成制度紹介文の掲載
- ・指定下水道工事業者への周知

2014年9月上下水道局資料

雨水幹線の現状と今後の整備予定

(1) 整備済の雨水幹線

施設名	事業内容	貯留容量 (m^3)	供用開始	建設事業費 (億円)
吉祥院幹線	口径 800 ~ 2,800 mm 延長 4,840 m	13,000	平成6年度	110
伏見幹線	口径 6,000 mm 延長 1,110 m	31,000	平成14年度	48
西羽束師川1-1号幹線	口径 3,250 ~ 5,250 mm 延長 6,630 m	78,000	平成16年度	404
桃山雨水幹線	口径 4,000 mm 延長 1,800 m	22,600	平成16年度	33
有栖川中央, 北, 南幹線	口径 2,200 ~ 4,500 mm 延長 3,430 m	39,000	平成19年度	98
堀川中央幹線	口径 6,000 mm 延長 2,690 m	70,000	平成20年度	133
堀川北, 北山, 今宮幹線	口径 1,800 ~ 3,750 mm 延長 2,160 m	30,000	平成20年度	83
東大路幹線	口径 1,350 ~ 4,500 mm 延長 8,100 m	67,000	平成23年度	438

注 建設事業費には、幹線に接続する支線を含む。

(2) 整備中の雨水幹線

施設名	事業内容	貯留容量 (m^3)	供用開始	建設事業費 (億円)
七条西, 七条東幹線	口径 3,000 ~ 3,500 mm 延長 3,750 m	32,500	平成27年度 (予定)	97
朱雀北幹線	口径 2,300 mm 延長 1,750 m	7,300	平成28年度 (予定)	19
塩小路幹線	口径 3,200 mm 延長 1,720 m	13,600	平成28年度 (予定)	40
山科三条雨水幹線	口径 1,500 mm 延長 2,260 m	4,000	平成28年度 (予定)	25

注 建設事業費には、幹線に接続する支線を含む。

(3) 今後整備予定の雨水幹線

施設名	事業内容	貯留容量 (m^3)	事業期間	建設事業費 (億円)
新川6号幹線	口径 2,200 mm 延長 約 1,200 m	4,600	平成26年度～ 平成30年度	20
花見小路幹線	口径 1,800 mm 延長 約 800 m	2,000	平成27年度～ 平成30年度	15
山科川13-1号雨水幹線	口径 2,600 mm 延長 約 1,400 m	7,400	平成27年度～ 平成30年度	15
伏見第3導水渠	口径 3,000 mm 延長 約 2,300 m	16,200	平成27年度～ 平成31年度	35

注 建設事業費には、幹線に接続する支線を含む。

2014年9月上下水道局資料

災害用マンホールトイレの設置箇所及び計画について

京都市上下水道事業「中期経営プラン（2013-2017）」に基づき、災害時におけるトイレを確保するため、平成29年度までに広域避難場所は15箇所、避難所（小中学校）には、各行政区・支所に5箇所ずつ計70箇所に災害用マンホールトイレを設置する。

	設置済箇所	平成26年度設置予定	
	広域避難場所	広域避難場所	避難所
北区	大宮交通公園		大宮小学校
上京区		京都御苑	西陣中央小学校
左京区	宝が池公園スポーツ広場 岡崎公園		高野中学校
中京区			朱雀第一小学校
東山区			開晴小学校・開晴中学校
山科区	東野公園		陵ヶ岡小学校
下京区			七条中学校
南区		殿田公園	久世中学校
右京区	西京極総合運動公園		双ヶ丘中学校
西京区	牛ヶ瀬公園 小畑川中央公園		嵐山東小学校 大枝中学校
伏見区	伏見北堀公園 向島東公園	三栖公園	向島小学校 藤森中学校 池田小学校
計	9 箇所	3 箇所	14 箇所

2014年9月上下水道局資料

未水洗家屋数の推移について

(単位：給水装置数)

21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末
3,150	3,086	2,767	2,553	1,544

※平成25年度末の未水洗家屋の件数については、空家不使用等を除いている。

2014年10月上下水道局資料

